

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成城会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬及び退任慰労金を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員等に対する退任慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬は、第5条に定める退任慰労金を除き支給せず、給与規程によるものとする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

## (退任慰労金の額の算定方法)

第5条 役員等に対する退任慰労金の額は別表3に定める算式により算出された額とする。

- 2 在任年数の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 在任年数は本規程適用前の在任期間も通算し支払うものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は以下のとおりとする。

- (1) 報酬及び交通費は毎月15日を締め日とし、25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）に本人が指定する金融機関の口座に振込むものとする。
- (2) 退任慰労金は任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヶ月以内に支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**(費用)**

第7条 役員等が出張（理事会及び評議員会等への出席を含む）する場合は、社会福祉法人成城会旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

**(端数の処理)**

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

**(公表)**

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(補則)**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

**(改廃)**

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

**附 則**

1 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

2 この規程の制定に伴い、平成20年7月20日施行の「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は廃止するものとする。

別表1（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表2（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表3（退任慰労金）

1 常勤の理事の退任慰労金

- (1) 理事長たる常勤の理事については、その在任期間に応じて、下記の退任慰労金を支給する。  
 なお、算定基礎額は、最終報酬月額（最終給与額＝基本給＋役職手当）を使用する。  
 本項にいう在任期間は、常勤の理事就任後とし30年を上限とする。  
 ○退任慰労金算定式＝算定基礎額×(役位別年数×各功績倍率)  
 ○功績倍率

役職名	功績倍率
理事長	1.50
常勤の理事	1.00

- (2) 他の慰労金等との関係  
 この退任慰労金は、他の慰労金等には関係なく支給するものとする。  
 (3) 理事長以外の常勤の理事には、本規程による退任慰労金は支給しない。

2 非常勤の役員等の退任慰労金

非常勤の役員等の退任慰労金は次の基準により支給する。

- (1) 非常勤の理事・監事 10,000 円×在任期間（年数）  
 (2) 評議員 10,000 円×在任期間（年数）